

中央市観光振興基本計画

実り豊かな生活文化都市



昭和町

南アルプス市

中央市

甲府市

笛吹市

富士川町

市川三郷町

山梨県

山梨県中央市

はじめに

中央市長 田中 久雄



中央市は名前のとおり日本のまんなか山梨のまんなかに位置し、南に富士山、北に八ヶ岳、西に南アルプスの山々を望む豊かな自然に囲まれた、県内でも有数の野菜生産地であります。その一方で市内には山梨大学医学部と併設される付属病院、大型商業施設、工業団地があり、多方面において都市基盤整備が進んだ、自然と都市空間の調和のとれた潤いと安らぎが感じられるまちです。

本市では、観光振興施策への取り組みとして、平成 21 年「中央市観光振興基本計画」を策定し特色ある地域づくりを進めてまいりました。この度、計画の終了に伴い、より効果的な観光振興を推進するため、今までの取り組み状況や課題、社会情勢の変化等を踏まえた、新たな「観光振興基本計画」を策定いたしました。

急速な少子高齢化社会の進展により定住人口の減少が予想されるなか、観光による交流人口の増加は、地域活性化や経済活動を誘発させる手段でもあります。

本市は、首都圏に近い位置にあり、中央自動車道、中部横断自動車道などの高速道路網や、新山梨環状道路などの交通網の利便性に恵まれています。また、リニア中央新幹線の山梨県（仮称）駅が本市に隣接する甲府市大津町周辺に計画され、品川（東京都）―名古屋間で平成 39 年に開業予定です。本市では路線が市内を東西に横断し、保守基地が建設される計画となっております。これにより、企業誘致による雇用の拡大や観光資源の活用による交流人口の増加などあらゆる面で飛躍的な発展をもたらすと期待されます。

今後におきましても、市の産業である農業や美しい自然環境、歴史文化や地域伝統芸能などを観光資源とし、市民の皆さまや各種団体等との協働により、「第 1 次中央市長期総合計画」の基本政策の一つである「活力と交流の拠点づくり・連携と挑戦の観光振興」の実現に向け、積極的かつ着実に取り組みを進めてまいります。

結びに、この基本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまや、熱心にご審議いただきました中央市観光振興基本計画策定検討委員会の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 6 月



目次

序章	4
① 観光振興の背景と意義	
② 基本計画の位置づけ	
③ 基本計画の期間	
観光振興基本計画	
第1章 観光振興の着眼点	5
① 中央市の現状と背景	
② 観光振興の着眼点	
第2章 中央市の観光の現状と課題	7
① 中央市の観光の現状	
1. 山梨県の観光動向	
2. 中央市の観光動向	
3. 主な観光施設・資源	
4. 主な観光イベント	
5. その他これまでの主な取り組み	
② 中央市の観光の課題	
第3章 数値目標	15
第4章 観光振興施策・事業	17
① 施策の展開	
1. 魅力ある観光拠点づくりと整備	
2. 農林業を活かした観光の推進	
3. 地域資源を活用した宣伝戦略の強化	
② 観光振興施策・事業の段階的な取り組みの推進	
資料	
観光施設・資源	22
文化財	28

序章

1 観光振興の背景と意義

私たちの「安全・安心で豊かな生活」は、基となる経済的側面の他に、生きがいや安らぎを生み出すための自然や文化との触れ合いの場を必要としています。急速な少子高齢化社会の進展により、定住人口は大きく減少していくことが予想されるなか、観光による地域活性化のための交流人口の拡大は、経済活動を誘発させる有効な手段となります。

国は観光を地域創生として取り組む決意を表明しており、近年は諸外国からの観光客も増加しています。また県は数年前から観光を新たな地域産業と位置付けし、観光振興に力を入れてきました。

中央市も地域固有の自然や歴史ある地域文化、市の産業である農業などを観光資源とし、地域の特性を活かした観光振興を推進していく考えです。

地域の幅広い関係者が一体となって地域の活性化に寄与し、また、市民が持っている知識・技能を主体的に広く地域間の交流に活かしていくことで、観光として地域おこしへ発展していくと期待されます。

2 基本計画の位置づけ

この基本計画は、市政運営の基本指針である「第1次中央市長期総合計画・後期基本計画」を上位計画とする観光振興に関する部門計画であり、「基本政策・活力と交流の拠点づくり」「基本施策・連携と挑戦の観光振興」の実現に向けた考え方を示すものです。

基本的には「市」が主体となる施策を中心に記述していますが、国・県・財団法人、その他特定非営利活動法人（NPO）、民間などと協働し、地域の自助努力を基本に官民一体となって良質な地域づくりを進めるため、その自主活動を促進・誘導する役割を果たすものです。

3 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。しかしながら、大きな社会情勢の変化や、本市観光を取り巻く環境の急激な変化があった場合については、今後の観光振興のあり方について検討するため、関係者や学識経験者などで構成する観光振興推進委員会（仮称）を開催（8年以内）し、その都度見直すこととします。

